

◎有機溶剤中毒予防規則(有機則)対象物質 [労働安全衛生法施行令別表第6の2]

<第1種有機溶剤>

番号	物質名
1	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)
2	二硫化炭素

<第2種有機溶剤>

番号	物質名
1	アセトン
2	イソブチルアルコール
3	イソプロピルアルコール
4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
5	エチルエーテル
6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
8	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
10	オルト-ジクロロベンゼン
11	キシレン
12	クレゾール
13	クロルベンゼン
14	酢酸イソブチル
15	酢酸イソプロピル
16	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソミアル)
17	酢酸エチル
18	酢酸ノルマル-ブチル
19	酢酸ノルマル-プロピル
20	酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)
21	酢酸メチル
22	シクロヘキサノール
23	シクロヘキサノン
24	N,N-ジメチルホルムアミド
25	スチレン
26	テトラヒドロフラン
27	1,1,1-トリクロロエタン
28	トルエン
29	ノルマルヘキサン
30	1-ブタノール
31	2-ブタノール
32	メタノール
33	メチルエチルケトン
34	メチルシクロヘキサノール
35	メチルシクロヘキサノン
36	メチル-ノルマル-ブチルケト

<第3種有機溶剤>

番号	物質名
1	ガソリン
2	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)
3	石油エーテル
4	石油ナフサ
5	石油ベンジン
6	テレピン油
7	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
8	前各号に掲げる物のみから成る混合物

◎特定化学物質障害予防規則(特化則)対象物質 [労働安全衛生法施行令別表3] <1>

<第1類物質>

番号	物質名
1	ジクロロベンジジンおよびその塩
2	アルファ-ナフチルアミンおよびその塩
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)
4	オルト-トリジンおよびその塩
5	ジアニシジンおよびその塩
6	ベリリウムおよびその化合物
7	ベンゾトリクロリド
8	1から6までに掲げる物を1wt%超含有し、または7に掲げる物を0.5wt%超含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムを3wt%超含有する物。)

<第2類物質>

番号	物質名
1	アクリルアミド
2	アクリロニトリル
3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基である物に限る。)
3-2	インジウム化合物
3-3	エチルベンゼン
4	エチレンイミン
5	エチレンオキシド
6	塩化ビニル
7	塩素
8	オーラミン
9	オルト-フタロジニトリル
10	カドミウムおよびその化合物
11	クロム酸およびその塩
11-2	クロロホルム
12	クロロメチルメチルエーテル
13	五酸化バナジウム
13-2	コバルト及びその無機化合物
14	コールタール
15	酸化プロピレン
16	シアン化カリウム
17	シアン化水素
18	シアン化ナトリウム
18-2	四塩化炭素
18-3	1,4-ジオキサン
18-4	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
19-2	1,2-ジクロロプロパン
19-3	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
19-4	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
19-5	1,1-ジメチルヒドラジン
20	臭化メチル
21	重クロム酸およびその塩
22	水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く。)
22-2	スチレン
22-3	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
22-4	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)
22-5	トリクロロエチレン
23	トリレンジイソシアネート
23-2	ナフタレン
23-3	ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
24	ニッケルカルボニル
25	ニトログリコール
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン

◎特定化学物質障害予防規則(特化則)対象物質 [労働安全衛生法施行令別表3] <2>

<第2類物質>

番号	物質名
27	パラ-ニトロクロロベンゼン
27-2	ヒ素およびその化合物(アルシンおよびヒ化ガリウムを除く。)
28	ふっ化水素
29	ベータ-プロピオラクトン
30	ベンゼン
31	ペンタクロロフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩
31-2	ホルムアルデヒド
32	マゼンタ
33	マンガンおよびその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
33-2	メチルイソブチルケトン
34	ヨウ化メチル
34-2	リフラクトリーセラミックファイバー(別名RCF)
35	硫化水素
36	硫酸ジメチル
37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令(※)で定めるもの

<第3類物質>

番号	物質名
1	アンモニア
2	一酸化炭素
3	塩化水素
4	硝酸
5	二酸化硫黄
6	フェノール
7	ホスゲン
8	硫酸
9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令(※)で定めるもの

◎労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める  
化学物質による健康障害を防止するための指針(がん原性指針)対象物質  
[平成24年健康障害を防止するための指針公示第23号]

番号	物質名
1	2-アミノ-4-クロロフェノール
2	アントラセン
3	2,3-エポキシ-1-プロパノール
4	塩化アリル
5	オルト-フェニレンジアミン及びその塩
6	キノリン及びその塩
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン
8	クロロホルム
9	酢酸ビニル
10	四塩化炭素
11	1,4-ジオキサン
12	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
13	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
14	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン
15	1,2-ジクロロプロパン
16	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
17	N,N-ジメチルアセトアミド
18	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
19	N,N-ジメチルホルムアミド
20	スチレン
21	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
22	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
23	1,1,1-トリクロロエタン
24	トリクロロエチレン
25	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
26	パラ-ジクロルベンゼン
27	パラ-ニトロアニソール
28	パラ-ニトロクロルベンゼン
29	ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物
30	ビフェニル
31	2-ブテナール
32	1-ブロモ-3-クロロプロパン
33	1-ブロモブタン
34	メチルイソブチルケトン